

先進医療の保険導入に係る検討における指摘事項

及びそれに対する対応について（案）

1. 背景

- 先進医療は、評価療養として将来的な保険導入のための評価を行うものとして位置づけられており、診療報酬改定に併せて既評価技術について保険導入に係る検討を行うこととされている。
- しかしながら、一部の既評価技術については、保険導入に係る有効性、安全性及び普及性等の評価に必要なエビデンスが十分に集積できず、長期間にわたって先進医療として継続されることがある。
- 平成30年1月11日開催の第61回先進医療会議において、1名以上の評価担当の構成員等から先進医療から取り消すことが適当と評価された技術又は特別に指摘のあった技術については、次回の診療報酬改定までに各技術に応じた指摘事項への対応を求めることとされた。医療機関には、次表にある指摘内容及び課題について伝達した。

2. 対応（案）

- 次回の診療報酬改定までに対応がなされなかった場合等には、原則として先進医療告示から取り消すなどの対応を取ることとし、その旨を医療機関に伝達してはどうか。

(別添)

表：指摘のあった技術と課題一覧

告示番号	技術名	指摘内容	課題
1	高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術	<ul style="list-style-type: none">・先進医療として開始されてから 10 年以上が経過しているものの実施施設が増加しておらず、普及性が不十分である。・子宮核出術そのものは子宮を温存可能という意味では非常に有用な技術である。	<ul style="list-style-type: none">・普及性の向上を図ること。
11	泌尿生殖器腫瘍後腹膜リンパ節転移に対する腹腔鏡下リンパ節郭清術	<ul style="list-style-type: none">・症例数が少なく、有効性、安全性、技術的成熟度、普及性等のデータが十分に集まっていない。	<ul style="list-style-type: none">・当該技術の普及性の向上を図ること。・有効性等について文献等で提示すること。
15	歯周外科治療におけるバイオ・リジェネレーション法	<ul style="list-style-type: none">・Basic FGF という新しい材料を使った歯周組織再生治療が保険に適用されたばかりであり、本治療と Basic FGF の治療成績を比較した上で先進医療として継続するかどうかについて検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・本先進医療技術と Basic FGF との治療成績を比較したデータを示すこと。

- その他、告示番号 6 の「抗悪性腫瘍剤治療における薬剤耐性遺伝子検査」については技術名に「脳腫瘍」を加えるべきとの指摘があったが、当該先進医療技術の適応症は「悪性脳腫瘍」であり、特別に対応しないこととした。

※告示番号については、いずれも平成 30 年 1 月 11 日時点のもの。